

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年3月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300140 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400021 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社（現在は、D 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 2 日から同年 4 月 4 日まで
③ 昭和 59 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間①は、A 社において、昭和 59 年 3 月末日に退職する旨を伝え、有給休暇を取得後、同年 3 月 31 日は出勤し仕事をして同日に退職したが、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年 3 月 21 日となっているので、調査の上、喪失年月日を訂正してほしい。

請求期間②は、C 社に正社員として即採用され、試用期間はなく勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

請求期間③は、E 社において、昭和 59 年 9 月末日まで勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年 9 月 30 日となっているので、調査の上、喪失年月日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和 59 年 3 月 26 日から同年 3 月 30 日までの間は有給休暇を使用し、同年 3 月 31 日は出勤し仕事をして同日に退職したと主張している。また、昭和 59 年 3 月 21 日から同年 3 月 31 日までの給与は同年 3 月 20 日までの分に上乗せするといわれていたが、受け取った給与には上乗せされてい

かった旨を回答している。

しかしながら、A社において請求者が記憶する同僚を含む請求期間①に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者に照会を行ったところ、請求者を記憶している旨を回答した者が複数あったが、請求者の退職日、有給休暇を取得していたこと、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除に関する事情等について記憶している者はいなかった。

また、B社は、当時の請求者に係る退職届、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の資料は残っておらず、当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態、給与支給額、厚生年金保険料を控除したか否かについては確認することができない旨を回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は昭和59年3月21日と記録されており、請求期間①の加入記録は無い。

加えて、企業年金連合会から提出されたA社が請求期間①当時加入していたF基金（平成17年7月27日付けで解散）に係る加入員台帳によると、請求者のA社に係る加入員資格の喪失年月日は昭和59年3月21日と記録されており、当該記録は請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録の喪失年月日と一致している上、当該被保険者原票の健康保険証返納年月日欄の記録によると、請求者の健康保険証は、請求者が有給休暇であったと主張している期間より前の昭和59年3月23日に社会保険事務所（当時）へ返納されたことが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者が請求期間①においてA社に在籍していたこと（退職日が昭和59年3月31日であったこと）を確認又は推認することができず、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除に関する事情も明らかではない。

2 請求期間②について、請求者は、「C社の社長と面接し、口頭で契約し、正社員として即採用され、試用期間はなく勤務した。」と主張している。

しかしながら、D社は、請求期間②は40年前のことなので当時の労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求者が主張する勤務形態、給与額等の雇用契約があったか否かについて確認することができない旨を回答している。

また、C社において請求期間②に厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の者に照会を行ったが回答が得られなかった。

さらに、請求者の雇用保険の被保険者記録にはC社の記録は無い上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、請求者の氏名は見当たらず整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は「C社に勤務した期間の給与は支払われなかったもので、厚生年

金保険料も控除されていない。また、給与明細書と健康保険証も交付されなかった。」と主張している。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求期間②において請求者のC社における勤務実態を確認することができず、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除に関する事情も明らかではない。

3 請求期間③について、請求者は、E社において昭和59年9月末日まで勤務したと主張している。

しかしながら、E社の事務担当者及び請求者が記憶する同僚を含む請求期間③に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者に照会を行ったところ、請求者を記憶している旨を回答した者が複数あったが、請求者の退職日、月の末日までの勤務状況、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除に関する事情等について記憶している者はいなかった。

また、E社は、請求者の請求期間③に係る退職届、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、厚生年金保険料を控除したか否かについて確認できる資料等は保管していない旨を回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のE社に係る離職年月日は昭和59年9月29日と記録されている。

加えて、E社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書」の備考欄には「昭和59年9月29日退職」、資格喪失年月日欄には「昭和59年9月30日」と記載されており、退職日は雇用保険の離職年月日の記録と符合し、資格喪失年月日は被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者が請求期間③においてE社に在籍していたこと（退職日が昭和59年9月30日であったこと）を確認又は推認することができず、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除に関する事情も明らかではない。

4 以上によると、請求期間①、②及び③の各期間において、請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったことは確認できない上、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該各期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、これまでに収集した関連資料等によると、各事業主により、請求者の請求期間①及び②の各期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴

収権の時効消滅前に行われていたことがうかがえる事情もない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400022 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 24 年 6 月 1 日となっているが、当初は、同年 10 月 21 日を資格喪失日として届書を提出した。その後、年金事務所の職員から喪失日を訂正するよう依頼があり、理由も分からず、言われるがまま書類を書いた。資格喪失日を当初の平成 24 年 10 月 21 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（以下「喪失日」という。）は、当初、平成 24 年 10 月 30 日付け処理により同年 10 月 21 日と記録されていたところ、平成 26 年 9 月 9 日付け処理により平成 24 年 6 月 1 日に訂正し記録されたことが確認できる。

また、日本年金機構が保管している A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）には、2012 年（平成 24 年）10 月 25 日の受付印が押印され、請求者の喪失日は平成 24 年 10 月 21 日と記載されており、資格喪失届の訂正届（以下「訂正届」という。）には、2014 年（平成 26 年）9 月 3 日の受付印が押印され、当該請求者の喪失日を平成 24 年 6 月 1 日に訂正することが記載されており、いずれの届書も請求者が代表取締役である A 社から提出されたものであることが確認できる。

2 請求者は、A 社の経営状況について、設立当初から順調ではなく、借入金はなかったが次第に税金や社会保険料の支払が滞るようになり、請求期間当時の平成 24 年 9 月頃に税務調査があり、法人事業を廃止して個人事業へ移行するようアドバイスを受け、同時期に当初の平成 24 年 10 月 21 日を喪失日とする資格喪失届を年金事務所に提出したとしている。

また、請求者は、平成 25 年 12 月に年金事務所の職員から電話連絡があり、その後、再三にわたり、喪失日を決算日の平成 24 年 5 月 31 日に合わせて訂正する書類を提出するように言われ、訂正しなければならない理由や訂正することによる影響は分からないまま、年金事務所の職員の言うとおりに書類を書いて提出した旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間において A 社は廃業しておらず事業を継続していた旨主張したため、請求者が取引先として挙げた複数の事業所に照会したところ、4 つの事業所から請求期間中に A 社との取引があったことがうかがえる回答があった。

一方、日本年金機構は、平成 26 年 9 月 9 日付け処理により請求者の喪失日を平成 24 年 6 月 1 日に訂正したことについて、A 社が税務署に提出した事業廃止届出書の「事業廃止年月日」及び異動届出書の「廃業」した日が「平成 24 年 5 月 31 日」と記載されていることを確認し、請求者が代表取締役である A 社が提出した請求者に係る「訂正届」により処理を行ったものであり、妥当な処理である旨回答している。

また、事業廃止届出書及び異動届出書の税務署受付印の日付は、いずれも「平成 24 年 10 月 17 日」であることから、A 社は、請求期間当時において、これら事業廃止届出書等を提出していたことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、上記事業廃止届出書等の事業廃止日（平成 24 年 5 月 31 日）と符合する平成 24 年 6 月 1 日と記録されていることが確認できる。

- 3 日本年金機構は、法人の代表者の厚生年金保険の被保険者資格については、昭和 24 年 7 月 28 日保発第 74 号通知により、「法人から労務の対償として報酬を受けていること」を要件として被保険者の資格を取得させるとされており、無報酬となったときは、一時的である場合を除き被保険者資格を喪失することになっているとしている。

また、請求者は、自らの役員報酬について、本件訂正請求の当初は、「請求期間中も役員報酬を計上していた。」と主張していたが、その後、請求者は A 社の代表取締役の立場において、「請求期間当時は役員報酬を支払える状況ではなかった。」、「平成 24 年 6 月以降の決算報告書は保管していない。」、「役員報酬の計上について確認できる会計帳簿、給与台帳、所得税源泉徴収簿、給与支払報告書、その他の書類は保管していない。」と回答し、ほかに請求者が、請求期間において A 社から役員報酬を受けていたことがうかがえる事情は見当たらない。

- 4 以上の事情を総合的に判断すると、請求期間は、A 社が税務署に提出した事業廃止届出書及び異動届出書に記載された同社の事業廃止日後であり、また、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以後の期間であること、さらに、請求者が A 社から役員報酬を受けていたことがうかがえる事情もないことから、複数の事業所から請求期間中に A 社と取引があったことがうかがえる回答があったこと及び同社の解散登記が行われていないことのみをもって、請求期間において、請求者が

A社から役員報酬を受けていたと認めることはできない。

したがって、法人の代表取締役である請求者が、請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは認められず、請求者のA社における喪失日を平成24年10月21日に訂正することはできない。

なお、日本年金機構は、A社が税務署に提出していた事業廃止届出書及び異動届出書を確認した上で、A社が提出した「訂正届」により請求者の喪失日を訂正する処理を行っており、当該訂正処理は不合理ではない。